

女池小学校 いじめ防止基本方針

女池小学校いじめ対策委員会

【いじめの定義】：いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条より抜粋

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本理念】：法第3条より

- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。（適用範囲）
- 3 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。（児童理解）
- 4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（関係者連携）

【学校及び学校の教職員の責務】：法8条より

- 5 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務】：法9条より

- 6 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 7 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 8 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 9 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとして解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止策に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【教育活動】

- 10 豊かな心を育てる教育活動に務める。（教育活動全体）
 - (1) 道徳教育や体験活動を充実させ、豊かな人間性を育む教育を推進することで児童の人権感覚

や人権意識を高める。

- (2) 学級活動や教科指導中に、友だちの考えや思いを受け入れたり、自分の考えを見つめ直したりする内容を取り入れることで、自己理解や他者理解を深める。
- (3) 体験的な活動を授業に取り入れるなど、教育活動に創意工夫を凝らし、児童に知る喜び、学ぶ楽しさを体得させる。

1 1 豊かな人間関係を築く。(学級経営)

- (1) 傾聴的な態度や積極的なコミュニケーションにより、児童一人一人の内面理解を深め、それに基づいた指導をする。
- (2) 一方的な指導のみに陥ることなく、共感的理解を図っていく中で、児童が心を開くことができる人間関係作りに努める。
- (3) 教職員一人一人が、根気よく問題に関わろうとする姿勢や児童にとって大切なものが何か考えようとする姿勢をもつ。

【具体的方策】

1 2 いじめを生まない学校風土づくりと早期発見

- (1) 全職員は、全校児童に積極的にかかわり、児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき信頼関係を築くものとする。年4回の「子どもを語る会」で、全校児童の実態把握を共通に行うものとする。
- (2) 児童アンケート、年5回の学校生活アンケート(ハートチェック)や教育相談(ハートチェックタイム)を実施し児童の声に耳を傾けることにより、児童の目線に立った実態把握に努めると共に、些細なことと見逃すことなく、きめ細やかな対応を行う。
- (3) いじめを未然に防止するために、毎週1回の職員終会で「児童の様子についてのコーナー」を設け、全職員で児童の実態把握を共通に行うものとする。
- (4) 道徳科の授業において、いじめに関する問題を自分自身のこととして、多面的・多角的に考える授業に取り組む

【指導体制】

1 3 いじめが生じた際、又はいじめにつながる事態があった場合には、速やかに事実関係をはっきりさせ、生徒指導部を中心にいじめ対応ミーティングを開き、必要に応じて児童方針会議も開催し、学校の問題として組織的に指導に当たる。

※ 「いじめ対応の詳細」「対応の流れ」については別紙参照。

1 4 いじめ対策委員会での指導方針会議では、校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成委員は対応図の通りであるが、委員長と主任の指示の下、必要な職員がこれにあたる。

1 5 いじめに関する事案が生じた際は、教育委員会や児童相談所等関係諸機関に速やかに報告し、連携に基づいてこれにあたる。

1 6 教職員全員で一人一人の子どもに目を向け、指導に当たるように心がけ、児童理解の研修に努め、個性を伸ばす指導・支援の充実を図る。

1 7 いじめの問題解決には家庭の協力が重要であり、日頃より家庭において、思いやり、正義感、善悪の判断などについて話し合う機会をもつように働きかける。そのために保護者に情報を提供し、協力体制を築く。

1 8 校外生活の様子についての情報を、地域・保護者から諸会議・懇談会等で提供してもらう。

いじめが起きた場合の対応の詳細

「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」に準ずる。

早期に対応，周囲と連携

【いじめ対応ミーティングについて】

- 最小限の人数（担任と教頭）でも開催し，内容はミーティングシートに記入する。
 - 校長が重要度（高，中，低）を判断する。
 - ・高：自殺を企図，身体への傷害，金品の重大被害，一日欠席，ズボンおろしなどの辱め。
 - ・中：その日のうちに一定の解決がされない，悪口，あだ名，全否定の言葉。
 - ・低：その日のうちに一定の解決がされた。
- ※中は2か月後，高は3か月後に状況を再確認する。

いじめられている児童

- ① 辛い今の気持ちを受け入れ，心の安定・身体の安全を図るとともに，心情に傾聴して事実を確認丁寧に聞き取る。
- ② 安心して学校生活を送れるよう，いじめられている児童を最後まで守りぬくこと，そして，秘密を守ることを伝える。
- ③ 不安を取り除き心の安定を確保するため，SC 等による心のケアを必要に応じて行う
- ④ 自信をもたせる言葉をかけるなど，自尊感情を高めるよう配慮する。

いじている児童

- ① いじめは決して許されない行為であることを十分認識させ，いじめが非人道的であることやいじめられる側の心の痛みを認識させる。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮し，行為をしてしまった気持ちや状況など心情に寄り添いながら指導する。
- ③ 自己の行為の重大さを実感させ深い反省と再発防止を促す。
- ④ 他の児童と離れた場所での指導も検討する。

学級・学年・学校全体

- ① いじめが起こったことを伝え，事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。（必要に応じ学級・学年・学校全体を検討）
- ② いじめをはやし立てたり，傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを認識させる。
- ③ いじめは，絶対に許されない行為であることを認識させる。
- ④ 校内いじめミーティングやいじめ対策委員会で協議し，全職員で共通理解を図り学校全体で取り組む。



いじめられている児童の保護者に対して

- ① いじめを受けた保護者の心情を察しながら当該児童の心身の安定に努める。
- ② 重大事態が発生した場合には誠実にお詫びし最善を尽くすことを伝える。
- ③ 継続して家庭と連絡を取り，家庭での児童の変化に注意してもらい，どんな些細な相談でも真摯に受け止める。
- ④ 不安を抱いている場合は，SC や SSW にカウンセリングを勧める。

いじている児童の保護者に対して

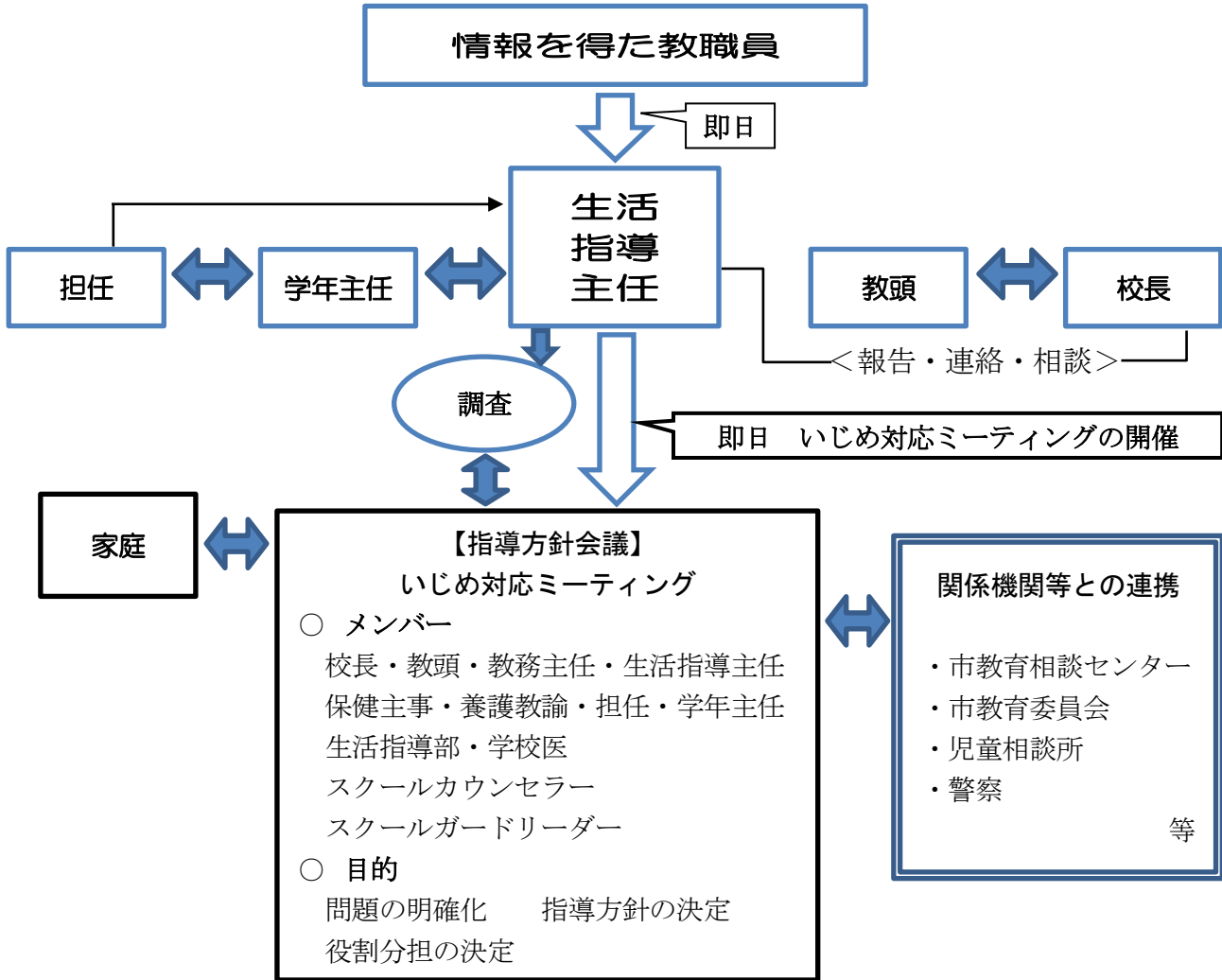
- ① いじめに係る事実を丁寧に伝え，いじめられる児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。
- ② いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに，事の重大さを認識させ，解決に向けた道筋を示し保護者の協力を求める。
- ③ 児童の変容を図るために，今後の関わり方などを一緒に考える。

関係機関

- ① いじめ対応ミーティング用紙を活用し，些細なことでも，校長，教頭，生活指導主任，学年主任と連携し，学校として解決にあたる。
- ② プライバシーに配慮しつつ，PTA・学校評議員などに事態を報告し，一体となって解決に取り組む。
- ③ 事案によっては，教育委員会の他，警察・児童相談所・教育相談センターなどと連携をとる。

いじめ情報についての報告・対応の流れ

いじめに関する気になる情報
 日常の観察・本人の申し出・アンケート・保護者や他の児童からの情報提供・教育相談その他



【いじめ対策委員会（○は、各主担当）】

被害者直接指導班	加害者直接指導班	間接指導班
○担任、学年主任 生活指導部、養護教諭	○学年主任、担任 生活指導部、養護教諭	○生活指導主任 学年主任、担任
・身体の安全確保 ・学習環境の確保 ・心のケア等	・事実確認 ・更生指導	・全体指導

学年会 ← 経過観察（児童・保護者） → 職員会議

問題の解決